

# 令和6年度 赤十字水上安全法指導員Ⅱ養成講習実施要項

日本赤十字社東京都支部

## 【※受講申込みをされる前にお読みください】

赤十字の指導員は、尊い人命を救助するための知識や技術を市民の方に普及すること、そして事故防止の思想を広めるとともに、赤十字の理解者を増やし赤十字の活動に積極的に参加・協力してくれる人を育てるという重要な役割を担っております。

赤十字講習の指導員資格は、運転免許やインストラクター等の資格と違い、指導員自身で赤十字講習を主催することはできません。あくまでも日本赤十字社の支部から赤十字講習を委嘱されることで、講習の運営と指導をすることができます。

赤十字の講習普及事業はボランティアの皆様を支えられております。継続的に赤十字の活動にご協力いただける方のご応募を、心からお待ちしております。

## 1 目的

赤十字の理念と使命を理解し、十分な知識と技術を持った指導力のある実働的な指導員を養成することを目的とする。

## 2 受講資格

受講時の年齢が満18歳以上の方で、次の条件を満たす方。

- (1) 赤十字水上安全法救助員Ⅱ資格（事前説明会から指導員養成講習の最終日まで有効であること）をお持ちの方。
- (2) 指導員資格取得後、指導員としての自覚を持ち、講習を通して、赤十字の基本理念を広めることに努められる方。
- (3) 指導員資格取得後、東京都支部に登録し、認定証有効期間（3年間）内に水上安全法救助員（Ⅰ・Ⅱ）養成講習及び短期講習等を60時間以上必ず指導することができる方。
- (4) 本講習の全課程に遅刻、早退、欠席なく参加できる方。

## 3 講習の課程・日時

### (1) 事前説明会

令和6年7月24日（水） 18:00～20:00

指導員養成の目的や指導員としての必要な条件等について説明いたします。申込みをされる方は必ずご出席下さい。（水着等不要です）

資格有効期限内の救助員認定証を確認いたしますので、必ずご持参ください。

### (2) 事前研修【2日間】

令和6年8月6日（火）・7日（水） 10:00～17:00

指導員養成講習を受講するうえで必要な学科・実技の研修を行います。

\* プール実技は行いません。（指導員養成講習内で泳力検定を行います：水着等不要です）

\* 学科、実技（BLS）の知識・技術を確認させていただきます。

### (3) 指導員養成講習【5日間】

令和6年9月11日（水）・12日（木）・13日（金）

14日（土）・15日（日） 10:00～17:00

指導員養成カリキュラムに基づく講習を行います。

期間内に検定（学科・実技）を行います。

\*プール、海での実技を含みます

(5) 新任指導員研修【2日間】

令和6年10月22日(火)・23日(水) 10:00~17:00

検定合格者(水上安全法指導員)に対して講習の運営等に関する研修を行います。

10月22日は、13:00~17:00までプール実技を行います。

4 会場

日本赤十字社東京都支部 (学科会場)

新宿区コズミックセンター(プール会場)

神奈川県三浦市三戸浜(海会場)

5 募集対象と人数

赤十字職員と講習普及を希望する対象者20名程度

6 申込み締め切り

令和6年7月10日(水) 必着

日本赤十字社東京都支部ホームページからお申込み専用フォームを送信し、認定証の写し(両面)をメールまたは郵送で日本赤十字社東京都支部あてお送りください。

\*ホームページをご確認願います

送付後の事務局からの連絡はありません。そのまま事前説明会にお越しください。

※水上安全法救助員Ⅱ資格取得見込みでのお申込みはその旨をご記載ください。

7 受講に参加する際の注意事項について

(1) 感染症の流行や、災害発生等により途中で中止となる場合があります。

※中止となった場合、次年度の優先受講などの特例措置は行いません。

(2) 一部、接触を伴う実技を行います。

(3) 指導員養成講習のカリキュラムに基づき実施します。

8 その他

(1) 受講希望の方へは、令和6年度開催予定の水上安全法フォローアップ講習の受講を推奨します。日本赤十字社東京都支部ホームページによりご確認ください、参加をご検討ください。(受講は任意です)

(2) 申込時点において、赤十字水上安全法救助員Ⅱ資格の取得見込みの方も申込可能です。

※お申込みの際に、講習名(例:令和6年度東京都支部主催救助員Ⅱ講習:令和6年度東京都支部開催)をお知らせください。

[お申込み・お問合わせ]

日本赤十字社東京都支部 健康安全課

〒169-8540 新宿区大久保1-2-15

TEL 03-5273-6746

FAX 03-5273-6749

(9:00~17:30 土曜・日曜・祝日を除く)